

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例(55)	2
江東区保育費用徴収条例の一部を改正する 条例(56)	2
江東区児童館条例の一部を改正する条例 (57)	7
江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する 条例(58)	8
江東区事務手数料条例の一部を改正する条 例(59)	8
江東区国民健康保険条例の一部を改正する 条例(60)	10

◎規 則

江東区保健所長委任規則の一部を改正する 規則(81)	12
江東区食品衛生法施行細則の一部を改正す る規則(82)	12
江東区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査 に関する法律施行細則の一部を改正する規 則(83)	22
江東区理容師法施行条例施行規則の一部を 改正する規則(84)	41
江東区美容師法施行条例施行規則の一部を 改正する規則(85)	45
江東区クリーニング業法施行細則の一部を 改正する規則(86)	50
江東区興行場法施行条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則(87)	56
江東区興行場法施行条例施行規則の一部を 改正する規則(88)	56
江東区旅館業法施行条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則(89)	58
江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を 改正する規則(90)	58
江東区公衆浴場法施行条例施行規則の一部 を改正する規則(91)	61
江東区プールの衛生管理に関する条例の一 部を改正する条例の施行期日を定める規則 (92)	63

江東区プールの衛生管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則(93)	63
江東区事務手数料条例の一部を改正する条 例の施行期日を定める規則(94)	66
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正 する規則(95)	66
生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (1)	71
江東区立都市公園条例施行規則の一部を改 正する規則(2)	75

◎告 示

保管自転車の処分について（令和 5 年 1 1 月下期）(429)	75
区長の職務代理の消滅について(430)	75
特別区道路線の区域変更について(434)	75
特別区道路線の供用開始について(435)	77
令和 5 年度補正予算（第 5 号）について (436)	79
保管自転車の処分について（令和 5 年 1 2 月上旬）(437)	82
違法放置等物件の告示について(442)	82
都市計画法第 3 6 条の規定に基づく開発行 為に関する工事の検査済証の交付および完 了公告について(445)	82
建築基準法第 8 6 条の 2 第 1 項に基づく認 定について(2)	82
都市公園の設置について(3)	82

◎告 示（教）

令和 5 年第 1 2 回江東区教育委員会定例会 の招集(22)	84
-------------------------------------	----

◎告 示（選）

令和 5 年 1 2 月 1 0 日執行の江東区長選挙 における当選人の住所及び氏名について (50)	84
江東区の選挙人名簿抄本の閲覧状況(1)	85
江東区の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況 (2)	85
江東区議会議員選挙における候補者の選挙 運動費用に関する収支報告書の要旨の公表 の一部訂正について(3)	85

◎告 示（監）

令和 5 年度第 2 回定期監査の結果に対する 措置の公表(11)	86
--------------------------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項 88

(令和 5 年第 4 回定例会)

条

例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 5 5 号

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 1 0 月江東区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加え、「同条第 1 号」を「同条第 1 号又は第 2 号」に、「に該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「の区分に係る利用定員」に、「法第 1 9 条第 1 号又は第 2 号」を「同条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 5 6 号

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

江東区保育費用徴収条例（平成 9 年 3 月江東区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。
別表第 1（第 3 条関係）

満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額 (児童単位)
階層区	定義	

分		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0円
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	2,900円
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円未満 3,400円
C3		7,000円以上48,600円未満 4,100円
D1		48,600円以上52,500円未満 7,600円
D2		52,500円以上55,000円未満 9,300円
D3		55,000円以上60,000円未満 10,600円
D4		60,000円以上75,000円未満 17,500円
D5		75,000円以上97,000円未満 21,700円
D6		97,000円以上115,000円未満 24,400円
D7		115,000円以上130,000円未満 26,800円
D8		130,000円以上150,000円未満 29,000円
D9		150,000円以上169,000円未満 31,300円
D10		169,000円以上185,000円未満 33,200円
D11		185,000円以上200,000円未満 35,300円
D12		200,000円以上215,000円未満 37,100円
D		215,000円以上 39,000円

13	上230,000円未満	
D14	230,000円以上245,000円未満	40,600円
D15	245,000円以上260,000円未満	42,400円
D16	260,000円以上280,000円未満	43,800円
D17	280,000円以上301,000円未満	45,600円
D18	301,000円以上340,000円未満	49,400円
D19	340,000円以上397,000円未満	55,800円
D20	397,000円以上460,000円未満	61,200円
D21	460,000円以上510,000円未満	65,500円
D22	510,000円以上560,000円未満	68,800円
D23	560,000円以上610,000円未満	72,200円
D24	610,000円以上800,000円未満	75,700円
D25	800,000円以上1,100,000円未満	80,400円
D26	1,100,000円以上	85,000円

備考

1 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。

2 この表において住民税均等割とは、地方

税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。

3 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。

4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあっては前年度分とし、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあっては当該年度分とする。

5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

別表第 2 (第 3 条関係)

満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額 (児童単位)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
B	A 階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0 円
C 1	A 階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	2, 800 円
C 2	A 階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7, 000 円未満 3, 300 円
C 3		7, 000 円以上 48, 600 円未満 4, 000 円
D 1		48, 600 円以上 52, 500 円未満 7, 400 円
D 2		52, 500 円以上 55, 000 円未満 9, 200 円
D 3		55, 000 円以上 60, 000 円未満 10, 400 円
D 4		60, 000 円以上 75, 000 円未満 17, 100 円
D 5		75, 000 円以上 97, 000 円未満 21, 200 円
D 6		97, 000 円以上 115, 000 円未満 23, 900 円

D 7	115, 000 円以上 130, 000 円未満	26, 400 円
D 8	130, 000 円以上 150, 000 円未満	28, 400 円
D 9	150, 000 円以上 169, 000 円未満	30, 600 円
D 10	169, 000 円以上 185, 000 円未満	32, 600 円
D 11	185, 000 円以上 200, 000 円未満	34, 500 円
D 12	200, 000 円以上 215, 000 円未満	36, 300 円
D 13	215, 000 円以上 230, 000 円未満	38, 300 円
D 14	230, 000 円以上 245, 000 円未満	39, 800 円
D 15	245, 000 円以上 260, 000 円未満	41, 600 円
D 16	260, 000 円以上 280, 000 円未満	43, 100 円
D 17	280, 000 円以上 301, 000 円未満	44, 900 円
D 18	301, 000 円以上 340, 000 円未満	48, 500 円
D 19	340, 000 円以上 397, 000 円未満	54, 800 円
D 20	397, 000 円以上 460, 000 円未満	60, 100 円
D 21	460, 000 円以上 510, 000 円未満	64, 400 円
D	510, 000 円以上	67, 600 円

2 2	上560,000円 未満	
D 2 3	560,000円以 上610,000円 未満	70,900円
D 2 4	610,000円以 上800,000円 未満	74,400円
D 2 5	800,000円以 上1,100,000 円未満	79,100円
D 2 6	1,100,000 円以上	83,700円

備考

- この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
- この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親又はファミリーホームに委託されている児童に係る保育料は、免除する。

別表第3（第3条関係）

児童の属する世帯 の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階 層 区 分	定義	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児
A	生活保護法に よる被保護世 帯（単給世帯 を含む。）	0円	0円	0円
B	A階 層の 世帯 を除 く 一 人 親 等 の 世 帯	0円	0円	0円

	く住 民税 非課 税世 帯	ひとり 親等 の世 帯以 外の 世帯	200 円	200 円	200 円
C 1	A階層の世帯 を除く住民税 均等割のみ課 税世帯		700 円	700 円	700 円
C 2	A階 層の 世帯	7,0 00円 未満	1,0 00円	1,0 00円	1,0 00円
C 3	を 除 く 住 民 税 所 得 割 の 額 の 区 分	7,0 00円 以上 48,6 00円 未満			
D 1	が 次 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	48,6 00円 以上 52,5 00円 未満			
D 2		52,5 00円 以上 55,0 00円 未満	1,7 00円	1,4 00円	1,4 00円
D 3		55,0 00円 以上 60,0 00円 未満			
D 4		60,0 00円 以上 75,0 00円 未満			
D 5		75,0 00円 以上 97,0 00円 未満	2,1 00円		
D 6		97,0 00円 以上 111	2,4 00円		

	5, 0 0 0 円 未満				D 1 4	2 3 0, 0 0 0 円 以上 2 4 5, 0 0 0 円未満	4, 0 0 0 円		
D 7	1 1 5, 0 0 0 円 以上 1 3 0, 0 0 0 円未満	2, 6 0 0 円	1, 6 0 0 円	1, 6 0 0 円	D 1 5	2 4 5, 0 0 0 円 以上 2 6 0, 0 0 0 円未満	4, 2 0 0 円		
D 8	1 3 0, 0 0 0 円 以上 1 5 0, 0 0 0 円未満	2, 9 0 0 円	1, 7 0 0 円	1, 7 0 0 円	D 1 6	2 6 0, 0 0 0 円 以上 2 8 0, 0 0 0 円未満	4, 3 0 0 円		
D 9	1 5 0, 0 0 0 円 以上 1 6 9, 0 0 0 円未満	3, 1 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	D 1 7	2 8 0, 0 0 0 円 以上 3 0 1, 0 0 0 円未満	4, 5 0 0 円		
D 1 0	1 6 9, 0 0 0 円 以上 1 8 5, 0 0 0 円未満	3, 3 0 0 円	2, 1 0 0 円		D 1 8	3 0 1, 0 0 0 円 以上 3 4 0, 0 0 0 円未満	4, 9 0 0 円		
D 1 1	1 8 5, 0 0 0 円 以上 2 0 0, 0 0 0 円未満	3, 5 0 0 円	2, 3 0 0 円		D 1 9	3 4 0, 0 0 0 円 以上 3 9 7, 0 0 0 円未満	5, 5 0 0 円		
D 1 2	2 0 0, 0 0 0 円 以上 2 1 5, 0 0 0 円未満	3, 7 0 0 円	2, 4 0 0 円		D 2 0	3 9 7, 0 0 0 円 以上 4 6 0, 0 0 0 円未満	6, 1 0 0 円		
D 1 3	2 1 5, 0 0 0 円 以上 2 3 0, 0 0 0 円未満	3, 9 0 0 円	2, 5 0 0 円		D 2 1	4 6 0, 0 0 0 円	6, 5 0 0 円		

		以 上 5 1 0 , 0 0 0 円未満			
D 2 2		5 1 0 , 0 0 0 円 以 上 5 6 0 , 0 0 0 円未満	6 , 8 0 0 円	2 , 6 0 0 円	2 , 1 0 0 円
D 2 3		5 6 0 , 0 0 0 円 以 上 6 1 0 , 0 0 0 円未満	7 , 2 0 0 円		
D 2 4		6 1 0 , 0 0 0 円 以 上 8 0 0 , 0 0 0 円未満	7 , 5 0 0 円		
D 2 5		8 0 0 , 0 0 0 円 以 上 1 , 1 0 0 , 0 0 0 円未満	8 , 0 0 0 円		
D 2 6		1 , 1 0 0 , 0 0 0 円以上	8 , 5 0 0 円		

備考

- 1 この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- 2 この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）
 - ア 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に

規定する身体障害者手帳を交付されている者

イ 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。）又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者

3 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。

4 この表において住民税均等割とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。

5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。

6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度分とし、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあつては当該年度分とする。

7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、里親又はファミリーホームに委託されている児童に係る保育料は、免除する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 12 月 20 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 57 号

江東区児童館条例の一部を改正する条例

江東区児童館条例（昭和 44 年 3 月江東区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「 江東区森下児童館
江東区塩浜児童館
江東区豊洲児童館
江東区辰巳児童館
江東区東陽児童館
江東区亀戸第三児童館
江東区大島児童館
江東区大島第二児童館
江東区東砂児童館
江東区東砂第二児童館
江東区南砂児童館 」

を
「 江東区森下児童館
江東区塩浜児童館
江東区豊洲児童館
江東区辰巳児童館
江東区東陽児童館
江東区亀戸第三児童館
江東区大島児童館
江東区大島第二児童館
江東区東砂第二児童館
江東区南砂児童館 」

に改める。

別表第 2 中

「 江東区平野児童館
江東区古石場児童館
江東区東雲児童館
江東区千田児童館
江東区亀戸児童館
江東区小名木川児童館 」

を
「 江東区平野児童館
江東区古石場児童館
江東区東雲児童館
江東区千田児童館
江東区亀戸児童館
江東区小名木川児童館
江東区東砂児童館 」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
を公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 5 8 号

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する
条例

江東区立幼稚園設置条例（昭和 4 1 年 1 2 月江
東区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「同 辰巳幼稚園 同 辰巳一丁目
1 1 番 1 号
同 ちどり幼稚園 同 古石場一丁目
1 1 番 1 1 号 」

を

「同 辰巳幼稚園 同 辰巳一丁目
1 1 番 1 号 」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 5 9 号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条
例

江東区事務手数料条例（昭和 3 3 年 3 月江東区
条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中 8 8 の項を 9 1 の項とし、8 2 の項
から 8 7 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、8 1 の項
の次に次のように加える。

8 2 マンシ ョンの管理 の適正化の 推進に關す る法律（平 成 1 2 年法 律第 1 4 9 号）第 5 条 の 4 の規定 に基づく管 理計画の認 定の申請に 對する審査	マンシ ョン管 理計画 認定申 請手 数 料	1 長期修 繕計画の 数が 1 で あるもの 4, 1 0 0 円 2 長期修 繕計画の 数が 2 以 上である もの 4, 1 0 円に 1 を超え る長期修 繕計画の 数に 1, 8 0 0 円 を乗じて 得た額を 加算した 額	認 定 申 請 の と き
8 3 マンシ ョンの管理 の適正化の 推進に關す る法律第 5 条の 6 第 1	マンシ ョン管 理計画 認定更 新申 請 手 数 料	1 長期修 繕計画の 数が 1 で あるもの 4, 1 0 0 円	更 新 申 請 の と き

項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査		2 長期修繕計画の数が2以上であるもの4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額					係る事項 4,600円 4 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 9,800円 5 変更に係る認定基準のうち組合員名簿又は居住者名簿の基準に係る事項 2,900円 6 1から5までの事項 2,000円 7 2以上の長期修繕計画の変更に係る申請の場合には、1を超える長期修繕計画の数に、次に掲げる額を乗じて得た額を合算した額 (1) 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る
84 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下この項において「法」という。)第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	1 件につき、次に掲げる額を合算した額 1 法第5条の7第2項において準用する法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準(以下「変更に係る認定基準」という。)のうち管理組合の運営の基準に係る事項4,800円 2 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項4,000円 3 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に	変更認定申請のとき				

		る事項 2, 6 00円				(6) (1)か ら(5)ま で以外 の事項 90 0円	
	(2)	変更 に係る 認定基 準のう ち管理 規約の 基準に 係る事 項 2, 6 00円			附 則 この条例は、公布の日から施行する。		
	(3)	変更 に係る 認定基 準のう ち管理 組合の 経理の 基準に 係る事 項 2 , 80 0円			江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例 を公布する。 令和 5 年 1 2 月 2 0 日 江東区長 大久保 朋 果		
	(4)	変更 に係る 認定基 準のう ち長期 修繕計 画の作 成又は 見直し の基準 に係る 事項 5, 2 00円			◎江東区条例第 6 0 号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する 条例 江東区国民健康保険条例（昭和 3 4 年 1 1 月江 東区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。 第 1 4 条の 3 各号列記以外の部分中「及び第 1 9 条の 4」を「、第 1 9 条の 4 及び第 1 9 条の 5」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び 第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を 「繰入金並びに」に改める。 第 1 5 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項 又は第 1 5 項」を「第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は 第 1 1 項」に、「第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を 「第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。 第 1 5 条の 8 中「及び第 1 9 条の 4」を「、第 1 9 条の 4 及び第 1 9 条の 5」に改める。 第 1 5 条の 9 各号列記以外の部分中「及び第 1 9 条の 4」を「、第 1 9 条の 4 及び第 1 9 条の 5」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び 第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。 第 1 5 条の 1 6 中「及び第 1 9 条の 4」を「、 第 1 9 条の 4 及び第 1 9 条の 5」に改める。 第 1 6 条各号列記以外の部分中「第 1 9 条の 2」の次に「及び第 1 9 条の 5」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。 第 1 9 条第 1 項中「若しくは第 1 9 条の 4 各 号」を「、第 1 9 条の 4 各号に定める額若しくは 第 1 9 条の 5 第 1 項各号」に改め、「特例対象被 保険者等となった」の次に「若しくは特例対象被 保険者等でなくなった」を加え、同条第 2 項中 「若しくは第 1 9 条の 4 各号」を「、第 1 9 条の 4 各号に定める額若しくは第 1 9 条の 5 第 1 項各 号」に改める。		
	(5)	変更 に係る 認定基 準のう ち組合 員名簿 又は居 住者名 簿の基 準に係 る事項 17, 000 円					

第19条の2第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第19条の4の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該額）とする。

- (1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあっては、出産の日。第25条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等

賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項各号に定めるところにより算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第25条の5の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第25条の6 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、区長が出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の第 14 条の 3、第 15 条の 8、第 15 条の 9、第 15 条の 16、第 16 条、第 19 条、第 19 条の 5 及び第 25 条の 6 の規定は、令和 5 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分の保険料のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

規

則

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 12 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大塚 善彦

◎江東区規則第 81 号

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則

江東区保健所長委任規則（昭和 50 年 3 月江東区規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 14 号中チをツとし、カからタまでをキからチまでとし、同号オ中「第 3 条の 3 第 1 項」を「第 3 条の 4 第 1 項」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第 3 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 3 第 1 項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 法第 3 条の 2 第 1 項の規定による譲渡により営業者の地位を承継する者の承認

第 1 条第 27 号エ及びサ中「第 68 条第 1 項」を「第 67 条の 2 第 1 項、第 68 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「第 14 号カ、同号キ同号チ」を「第 14 号キ、同号ク、同号チ、同号ツ」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 12 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大塚 善彦

◎江東区規則第 82 号

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

江東区食品衛生法施行細則（昭和 50 年 3 月江東区規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 68 条第 1 項」を「第 67 条の 2 第 1 項、第 68 条第 1 項」に改め、「規定による」を削り、「許可営業者の地位承継（相続）届」を「地位承継届」に、「省令第 68 条第 2 項、第 69 条第 2 項又は第 70 条第 2 項に規定する書類又はその写し」を「その事実を証する書類」に改める。

別記第 3 号様式から別記第 6 号様式までを次の

ように改める。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

(表)

【許可・届出共通】

年 月 日

整理番号：

※ 申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (第 5 5 条第 1 項・第 5 7 条第 1 項) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 (チェック欄□)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

(裏)

【許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第 5 5 条第 2 項関係		該当には	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐	
	(2) 食品衛生法第 5 9 条から第 6 1 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに (1) 又は (2) のいずれかに該当する者があるもの。		☐	
営業施設情報	食品衛生法施行令第 1 3 条に規定する食品又は添加物の別	☐ ①全粉乳 (容量が 1, 4 0 0 グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物 (食品衛生法第 1 3 条第 1 項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任 (変更) 届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※ 自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設		☐	
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ ふぐ処理する営業の場合	認定番号等		
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐	
	☐ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		☐	
	☐		☐	
	☐		☐	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営 業 の 種 類		備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

整理番号：

※ 申請者、届出者による記載は不要です。

殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第 5 6 条第 2 項・第 5 7 条第 2 項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 承継する施設が輸出品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：		電話番号：		F A X 番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				被相続人との続柄	
譲渡した者	郵便番号：		電話番号：		F A X 番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	譲渡した者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		(ふりがな)			
	譲渡した者の住所（法人にあっては、その所在地）					
	譲渡年月日		年 月 日			
	添付書類		□譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。)			
被相続人	郵便番号：		電話番号：		F A X 番号：	
	電子メールアドレス：					
	被相続人の氏名		(ふりがな)			
	被相続人の住所					
	相続開始年月日		年 月 日			
	添付書類		□戸籍謄本 又は □法定相続情報一覧図の写し □同意書（相続人が 2 人以上いる場合）			
合併により消滅した法人	郵便番号：		電話番号：		F A X 番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名		(ふりがな)			
	合併により消滅した法人の所在地					
	合併年月日		年 月 日			
	添付書類		□登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）			
分割前の	郵便番号：		電話番号：		F A X 番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	

法人	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)
	分割前の法人の所在地	
	分割年月日	年 月 日
	添付書類	☐ 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※ 許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※ 許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※ 許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

(表)

【許可・届出共通】

年 月 日

※ 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

整理番号：

※ 申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則 (第 7 1 条) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		F A X 番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		F A X 番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥		
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。)		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	講習会名称 年 月 日		
	自動販売機の型番		業態			
	H A C C P の取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 ☐ H A C C P に基づく衛生管理 ☐ H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
	輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐
営業届出	営 業 の 形 態				備考	
	1					
	2					
	3					
担当者	(ふりがな)				電話番号	
	担当者氏名					

(裏)

【許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第 5 条第 2 項関係		該当には	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		☒	
	(2) 食品衛生法第 5 条から第 6 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに (1) 又は (2) のいずれかに該当する者があるもの。		☐	
営業施設情報	食品衛生法施行令第 13 条に規定する食品又は添加物の別	☐ ①全粉乳（容量が 1, 400 グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑩添加物（食品衛生法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※	自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)		認定番号等	
ふぐ処理者氏名 ※ ふぐ処理する営業の場合				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面	☐		
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	☐		
	☐	☐		
	☐	☐		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

(表)

【許可・届出共通】

年 月 日

整理番号：

※ 申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届 (廃業)

食品衛生法施行規則 (第 7 1 条の 2) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX 番号：		
	電子メールアドレス：		法人番号：				
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地						
	(ふりがな)				(生年月日)		
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX 番号：		
	電子メールアドレス：						
	施設の所在地						
	(ふりがな)						
	施設の名称、屋号又は商号						
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥			
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。)			
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	講習会名称 年 月 日			
	自動販売機の型番		業態				
	HACCP の取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理				
	業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
		輸出食品取扱施設 ※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐
営業届出	営 業 の 形 態					備考	
	1						
	2						
	3						
担当者	廃業年月日						
	(ふりがな)		電話番号				
	担当者氏名						

(裏)

【許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第 5 5 条第 2 項関係			該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。			☐
	(2) 食品衛生法第 5 9 条から第 6 1 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。			☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐
営業施設情報	食品衛生法施行令第 1 3 条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳（容量が 1, 4 0 0 グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑩添加物（食品衛生法第 1 3 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング	
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※ 「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※ 自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)		認定番号等	
ふぐ処理者氏名 ※ ふぐ処理する営業の場合				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐	
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐	
	☐		☐	
	☐		☐	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営 業 の 種 類	備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区食品衛生法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 8 3 号

江東区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 3 年 5 月江東区規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 1 6 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所

申請者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

食鳥処理事業許可申請書

食鳥処理の事業の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 処理する食鳥の種類
- 4 食鳥処理場の構造及び設備の概要

添付書類

- (1) 食鳥処理場の平面図
- (2) 食鳥処理を行うための機械の配置図
- (3) 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
- (4) 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数
- (5) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する食鳥処理場の場合は、水質検査の結果を証する書類の写し
- (6) 法人の場合は、登記事項証明書
- (7) 申請者（法人の場合は、その業務を行う役員を含む。）が法第 5 条第 1 項各号に該当しない旨を記載した書類

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

(表)

第 号

食鳥処理事業許可証

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった食鳥処理の事業については、食鳥処理の事業の
規制及び食鳥検査に関する法律第 3 条の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

印

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 処理する食鳥の種類
- 4 許可の条件

- * この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- * この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表す
る者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、
上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- * ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査
請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求
をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（裏）

変更許可等の履歴

変更許可等年月日・番号	変更事項

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所

申請者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

構造設備変更許可申請書

食鳥処理場の構造設備の変更の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 変更前と変更後の食鳥処理場の構造設備の概要
- 4 変更しようとする年月日
- 5 変更理由

添付書類

食鳥処理場事業許可証

別記第4号様式（第5条関係）

第 号

構造設備変更許可書

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった食鳥処理場の構造設備の変更については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

印

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 構造設備の変更許可事項
- 4 許可の条件

- * この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- * この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- * ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所
届出者
氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

食鳥処理事業許可事項変更届

食鳥処理の事業の許可に係る事項を変更したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更の内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 変更した年月日
- 6 変更理由

添付書類

- (1) 変更事項を確認することのできる書類
- (2) 食鳥処理事業許可証
- (3) 法人の代表者変更の場合は、変更後の代表者が法第 5 条第 1 項各号に該当しない旨を記載した書類

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所
届出者
氏名〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

食鳥処理の事業の承継届

事業譲渡
食鳥処理事業者の地位を 相続 により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥
合併
分割

検査に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 新事業者氏名
- 4 旧事業者氏名
- 5 地位を承継した年月日

添付書類

- (1) 地位を承継した事実を証する書面
- (2) 当該食鳥処理場に係る食鳥処理事業許可証
- (3) 届出者（法人の場合は、その業務を行う役員を含む。）が法第 5 条第 1 項各号に該当しない旨を記載した書類

別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所
届出者
氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

食鳥処理衛生管理者^{配置}
変更^届

食鳥処理衛生管理者を^{配置}
変更したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法
律第 12 条第 6 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
食鳥処理衛生管理者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	資 格	法第 12 条第 5 項第 号該当
	配置 (変 更) 年 月 日	
	変 更 の 場 合 そ の 理 由	

添付書類

法第 12 条第 5 項各号のいずれかに該当することを証する書面

別記第8号様式（第9条関係）

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所
届出者
氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

廃止
食鳥処理場休止 届
再開

廃止
食鳥処理場を休止したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条
再開

の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥処理の事業の許可の番号及び年月日
- 4 廃止、休止又は再開した年月日
- 5 廃止、休止又は再開の理由

添付書類

廃止した場合は、食鳥処理事業許可証

別記第 9 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所
申請者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

食鳥検査申請書

食鳥検査を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 27 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥をとさつしようとする年月日
- 4 食鳥検査を受けようとする食鳥

食 鳥 の 種 類	品 種	羽 数	産 地

別記第10号様式（第11条関係）

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所

申請者

氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

確 認 規 程 認 定 申 請 書
変更認定

確認規程の認定を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
変更認定

第16条 第1項 の規定により、下記のとおり申請します。
第2項

記

- 1 確認規程の認定又は変更認定を受ける食鳥処理場の名称
- 2 確認規程の認定又は変更認定を受ける食鳥処理場の所在地
- 3 確認規程

添付書類

変更認定の場合は、確認規程認定証

別記第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)

(表)

第 号

確認規程認定証

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった確認規程については、食鳥処理の事業の規制
及び食鳥検査に関する法律第 1 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり認定します。

年 月 日

印

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地

(裏)

次のとおり確認規程の変更を認定します。

変更認定の履歴

変更認定年月日・番号	変更事項

別記第 1 2 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所
届出者
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

確認状況報告書 (年 月 分)

食鳥処理を行いその状況を確認したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 6 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥処理確認状況

食 鳥 処 理 を し た 年 月 日			
食鳥処理をした食鳥の種類及び羽数	種 類		
	羽 数		
基準に適合した食鳥の羽数			
基準に適合しなかった食鳥の羽数	全 部 廃 棄		
	一 部 廃 棄		
基準不適合理由内訳	生 体 の 基 準	廃 棄	
	体 表 の 基 準	全 部 廃 棄	
		一 部 廃 棄	
	体 壁 内 側 の 基 準	廃 棄	
	内 臓 の 基 準	当該臓器廃棄	
		内臓全部廃棄	

別記第 1 3 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所

届出者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

確認規程廃止届

確認規程を廃止したいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 6 条
第 8 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、確認規程の廃止期日までは、従前どおり確認規程による確認を実施します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 確認規程を廃止しようとする年月日

添付書類

確認規程認定証

別記第 1 4 号様式 (第 1 3 条関係)

第 号

確認規程廃止期日決定通知書

住所

氏名

年 月 日付けで届出のあった食鳥処理場に係る確認規程の廃止については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第 1 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

印

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 確認規程の効力を失う期日 年 月 日

- * この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- * この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- * ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 1 5 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所
届出者
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

届出食肉販売業者届

食鳥とたいを取り扱いたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1
7 条第 1 項第 4 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 営業所の名称、屋号又は商号
- 2 営業所の所在地
- 3 食肉販売業の許可の番号及び年月日
- 4 食鳥とたいの主な入手先
- 5 食鳥とたいの主な販売先

添付書類

食肉販売業の営業許可書の写し

別記第 1 6 号様式 (第 1 5 条関係)

年 月 日

江東区保健所長 殿

住所

届出者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

食鳥検査結果報告書 (年 月 分)

食鳥検査を行ったので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥検査結果等

区分 日	検査を行った食鳥				検査に合格した食鳥			検査に合格しなかった食鳥				
	種類	品種	羽数	産地	種類	品種	羽数	種類	品種	羽数	理由	措置 内容

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区理容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 8 4 号

江東区理容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区理容師法施行条例施行規則（平成 2 4 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「別記第 5 号様式」を「別記第 5 号の 2 様式」とし、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 省令第 2 0 条の 2 第 1 項の規定による譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出は、理容所の開設者の地位承継（譲渡）届（別記第 5 号様式）によるものとし、同条第 2 項に規定する書類を添付しなければならない。

第 3 条に次の 1 項を加える。

8 第 1 項及び第 4 項の規定による届出には、届出者が法人の場合は、登記事項証明書を添付しなければならない。

第 6 条第 9 号中「昭和 2 3 年法律第 1 6 9 号）第 1 条」を「平成 2 6 年法律第 5 8 号）第 3 条」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

開設者住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

理容所開設届

下記のとおり開設するので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 電話 ()
- 3 管理理容師 氏名
住所
- 4 構造及び設備の概要
- 5 理容師の氏名、登録番号(免許証番号)及びその他の従業者の氏名
- 6 理容師の伝染性疾患の有無
- 7 開設予定年月日 年 月 日
- 8 既存の美容所に重複開設する場合は、既存の美容所の名称
- 9 新規の美容所に重複開設する場合は、美容所の開設予定年月日

添付書類

- 1 理容師の場合は、それを証する免許証及び当該理容師に係る伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 2 管理理容師の場合は、それを証する書類
- 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 4 同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所に従事している施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類
- 5 同一の場所で美容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、美容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類
- 6 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

殿

住所
氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

理容所の開設者の地位承継（譲渡）届

下記のとおり理容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、理容師法第 11 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 理容所の名称

4 理容所の所在地

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）

3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 5 号の 2 様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

住所
氏名

年 月 日生

電話 ()

被相続人との続柄 ()

理容所の開設者の地位承継 (相続) 届

下記のとおり理容所の開設者の地位を相続により承継したので、理容師法第 11 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 理容所の名称
- 5 理容所の所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則 (平成 17 年法務省令第 18 号) 第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区理容師法施行条例施行規則第 3 条第 4 項及び第 8 項 (第 4 項に係る部分に限る。) の規定は、この規則の施

行の日前に理容所の営業の譲渡があった場合における当該理容所の営業を譲り受けた者については、適用しない。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区理容師法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区美容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 8 5 号

江東区美容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区美容師法施行条例施行規則（平成 2 4 年 3 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「別記第 5 号様式」を「別記第 5 号の 2 様式」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 省令第 2 0 条の 2 第 1 項の規定による譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所の開設者の地位承継（譲渡）届（別記第 5 号様式）によるものとし、同条第 2 項に規定する書類を添付しなければならない。

第 3 条に次の 1 項を加える。

8 第 1 項及び第 4 項の規定による届出には、届出者が法人の場合は、登記事項証明書を添付しなければならない。

第 6 条第 9 号中「昭和 2 3 年法律第 1 6 9 号）第 1 条」を「平成 2 6 年法律第 5 8 号）第 3 条」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

開設者住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

美容所開設届

下記のとおり開設するので、美容師法第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 電話 ()
- 3 管理美容師 氏名
住所
- 4 構造及び設備の概要
- 5 美容師の氏名、登録番号(免許証番号)及びその他の従業者の氏名
- 6 美容師の伝染性疾病の有無
- 7 開設予定年月日 年 月 日
- 8 既存の理容所に重複開設する場合は、既存の理容所の名称
- 9 新規の理容所に重複開設する場合は、理容所の開設予定年月日

添付書類

- 1 美容師の場合は、それを証する免許証及び当該美容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理美容師の場合は、それを証する書類
- 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したもの)に限る。)
- 4 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所に従事している施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類
- 5 同一の場所で理容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、理容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類
- 6 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第3条関係）

年 月 日

殿

開設者住所
氏名
電話（ ）
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

美容所(従業者)変更届

下記のとおり、本施設（従業者）を変更したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 電話（ ）
- 3 変更事項 次のとおり

氏 名 生 年 月 日	免 許			管理美容師修了証			従業（雇用）年月日 移動（退職）年月日	備 考
	取得都 道府県	年 月 日 番 号	照合印	取得	年 月 日 番 号	照合印		
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	
・ ・ 生		・ ・			・ ・		年 月 日 年 月 日	

添付書類

- 1 美容師の場合は、それを証する免許証
- 2 次のいずれかに該当する場合は、当該美容師に係る伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

(1) 美容師を新たに使用する場合

(2) 美容師が疾病に罹患した場合

(3) 美容師の疾病が治癒した場合
- 3 管理美容師の場合は、それを証する書類

別記第5号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

美容所の開設者の地位承継 (譲渡) 届

下記のとおり美容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 美容所の名称

4 美容所の所在地

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 4 5 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 5 号の 2 様式（第 3 条関係）

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

被相続人との続柄 ()

美容所の開設者の地位承継（相続）届

下記のとおり美容所の開設者の地位を相続により承継したので、美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 美容所の名称
- 5 美容所の所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江東区美容師法施行条例施行規則第 3 条第 4 項及び第 8 項（第 4 項に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日前に美容所の営業の譲渡があった場合における当該美容所の営業を譲り受けた者については、適用しない。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区美容師法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 8 6 号

江東区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

江東区クリーニング業法施行細則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 2 項中「第 2 条の 4」を「第 2 条の 5」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 1 項中「第 2 条の 4」を「第 2 条の 5」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 0 項中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 9 項中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 8 項中「第 2 条の 2」を「第 2 条の 3」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 7 項中「第 2 条の 2」を「第 2 条の 3」に、「別記第 7 号様式」を「別記第 7 号の 3 様式」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項の次に次の 2 項を加える。

7 省令第 2 条の 2 の規定による譲渡によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出は、クリーニング所の営業者の地位承継（譲渡）届（別記第 7 号様式）によるものとし、同条第 2 項に規定する書類を添付しなければならない。

8 省令第 2 条の 2 の規定による譲渡による無店舗取次店の営業者の地位の承継の届出は、無店舗取次店の営業者の地位承継（譲渡）届（別記第 7 号の 2 様式）によるものとし、同条第 2 項に規定する書類を添付しなければならない。

第 3 条に次の 1 項を加える。

1 5 第 1 項、第 2 項、第 7 項及び第 8 項の届出には、届出者が法人の場合は、登記事項証明書を添付しなければならない。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

殿

営業者住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

クリーニング所開設届

下記のとおり開設するので、クリーニング業法第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 開設予定年月日
- 4 構造及び設備の概要 別紙のとおり
- 5 営業者等の本籍住所氏名 別紙のとおり
- 6 従事者数
- 7 クリーニング所の種類
 - (1) 取次所
 - (2) リネンサプライ ()
 - (3) リネン及び一般
 - (4) 一般
- 8 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合はその旨

添付書類

- (1) 従事者中にクリーニング師がいる場合は、クリーニング師の氏名、本籍、住所及び生年月日並びに登録番号を記載した書類
- (2) 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- (3) 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

営業者住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

無店舗取次店営業届

下記のとおり営業するので、クリーニング業法第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 無店舗取次店の名称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号
- 3 業務用車両の保管場所
- 4 営業区域
- 5 営業開始の予定年月日
- 6 業務用車両の構造の概要 別紙のとおり
- 7 営業者の本籍
- 8 従事者数
- 9 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合はその旨

添付書類

- (1) 従事者中にクリーニング師がいる場合は、クリーニング師の氏名、本籍、住所及び生年月日並びに登録番号を記載した書類
- (2) 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類
- (3) 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

クリーニング所の営業者の地位承継（譲渡）届

下記のとおりクリーニング所の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第 5 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 クリーニング所の名称

4 クリーニング所の所在地

添付書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

(3) 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記第 7 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 7 号の 2 様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

無店舗取次店の営業者の地位承継 (譲渡) 届

下記のとおり無店舗取次店の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第 5 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 無店舗取次店の名称

4 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号

5 業務用車両の保管場所

添付書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

(3) 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記第 7 号の 3 様式（第 3 条関係）

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

被相続人との続柄 ()

クリーニング所の営業者の地位承継（相続）届

下記のとおりクリーニング所の営業者の地位を相続により承継したので、クリーニング業法第 5 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 クリーニング所の名称
- 5 クリーニング所の所在地

添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江東区クリーニング業法施行細則第 3 条第 7 項、第 8 項及び第 15 項（第 7 項及び第 8 項に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日前にクリーニング所の営業の譲渡があった場合における当該クリ

ーニング所の営業を譲り受けた者については、適用しない。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区クリーニング業法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区興行場法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 5 年 12 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 87 号

江東区興行場法施行条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

江東区興行場法施行条例の一部を改正する条例
(令和 5 年 10 月江東区条例第 45 号) の施行期
日は、令和 5 年 12 月 13 日とする。

江東区興行場法施行条例施行規則の一部を改正
する規則を公布する。

令和 5 年 12 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 88 号

江東区興行場法施行条例施行規則の一部を
改正する規則

江東区興行場法施行条例施行規則(昭和 59 年
7 月江東区規則第 40 号)の一部を次のように改
正する。

第 3 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項第 7 号を
削る。

第 4 条中第 6 項を第 8 項とし、第 2 項から第 5
項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 1 項中「別記
第 4 号様式」を「別記第 4 号の 2 様式」に改め、
同項を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項
として次の 2 項を加える。

条例第 3 条第 3 項の規定により譲渡による営
業者の地位の承継の届出をしようとする者は、
興行場営業承継(譲渡)届(別記第 4 号様式)
を区長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

(1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する
書類

(2) 届出者が法人にあっては、定款又は寄附行
為の写し及び登記事項証明書

別記第 1 号様式中

「 (7) 興行場を借り受け、又は譲り受
けて経営する場合は、当該営業を
借り受け、又は譲り受けたことを
証する旨を記載した書類 」

を削る。

別記第 4 号様式を別記第 4 号の 2 様式とし、別
記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

興行場営業承継（譲渡）届

江東区興行場法施行条例第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり興行場営業者の地位を譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 施設の名称

4 施設の所在地

添付書類

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区興行場法施行条例施行規則第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この規則の施行の日前に興行場の営業の譲渡があつた場合における当該興行場の営業を譲り受けた者については、適用しない。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区興行場法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理人

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 8 9 号

江東区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例(令和 5 年 1 0 月江東区条例第 4 6 号)の施行期日は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日とする。

江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理人

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 9 0 号

江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区旅館業法施行条例施行規則(平成 2 4 年 3 月江東区規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号を削り、同条第 2 項第 1 号中「又は」を「及び」に改める。

第 5 条第 4 項中「第 3 条の 3 第 1 項」を「第 3 条の 4 第 1 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「第 3 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 3 第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「別記第 4 号様式」を「別記第 5 号様式」に、「別記第 5 号様式」に」を「別記第 5 号の 2 様式」に」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

省令第 1 条の 3 第 1 項の規定による申請書は、旅館業営業承継(譲渡)承認申請書(別記第 4 号様式)によるものとし、同条第 2 項及び条例第 2 条の 2 に規定する書類並びに登記事項証明書(譲受人が法人の場合に限る。)を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、法第 3 条の 2 第 1 項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継(譲渡)承認書(別記第 4 号の 2 様式)を交付する。

第 7 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 1 号様式中「名称、事務所の所在地」を「主たる事務所の所在地、名称」に、

「(9) 旅館業法施行規則第 1 条第 1 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

(10) 江東区旅館業法施行条例施行規則第 3 条第 2 項に規定する書類」

を

「(9) 江東区旅館業法施行条例施行規則第 3 条第 2 項に規定する書類」

に改める。

別記第 5 号様式中「第 3 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 3 第 1 項」に、「寄付」を「寄附」に改め、同様式を別記第 5 号の 2 様式とし、別記第 4 号様式中「第 3 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 3 第 1 項」に改め、同様式を別記第 5 号様式とし、別記第 3 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 4 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

殿

<譲受人>

住所

氏名

電話 ()

<譲渡人>

住所

氏名

電話 ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

旅館業営業承継（譲渡）承認申請書

旅館業法第 3 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり譲渡による旅館業営業承継の承認を受けたいので申請します。

記

1 譲受人（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(1) 住所

(2) 氏名

(3) 生年月日

2 譲渡人（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(1) 住所

(2) 氏名

3 譲渡の予定年月日 年 月 日

4 施設の名称

5 施設の所在地

6 旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

(1) 旅館業の譲渡を証する書類

(2) 江東区旅館業法施行条例第 2 条の 2 に規定する書類

(3) 譲受人が法人にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

別記第 4 号の 2 様式 (第 5 条関係)

(表)

第 号

旅館業営業承継 (譲渡) 承認書

< 譲受人 >

住所

氏名

< 譲渡人 >

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった合併による旅館業の営業の承継については、旅館業法第 3 条の 2 の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

印

記

1 譲受人 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(1) 住所

(2) 氏名

2 譲渡人 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(1) 住所

(2) 氏名

3 施設の名称

4 施設の所在地

5 条件

（裏）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式中「第 3 条の 2」を「第 3 条の 3」に改める。

別記第 8 号様式中「第 3 条の 3 第 1 項」を「第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

別記第 9 号様式中「第 3 条の 3」を「第 3 条の 4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江東区旅館業法施行条例施行規則第 5 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日前に旅館業の営業の譲渡があった場合における当該旅館業の営業を譲り受けた者については、適用しない。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区旅館業法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区公衆浴場法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 9 1 号

江東区公衆浴場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区公衆浴場法施行条例施行規則（平成 2 4 年 3 月江東区規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号を削る。

第 6 条第 3 項中「による届書」を「により届出

をしようとする者」に、「によるものとし、同条第 2 項に規定する」を「に分割により地位を承継した事実を証する」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「による届書」を「により届出をしようとする者」に、「によるものとし、同条第 2 項に規定する」を「に合併により地位を承継した事実を証する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「による届書」を「により届出をしようとする者」に、「別記第 5 号様式」によるものとし、同条第 2 項に規定する書類を添付して、」を「別記第 5 号の 2 様式」を」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

省令第 1 条の 2 第 1 項の規定により届出をしようとする者は、公衆浴場営業承継（譲渡）届（別記第 5 号様式）に登記事項証明書（届出者が法人の場合に限る。）を添付して、区長に提出しなければならない。

別記第 1 号様式中

「（6）公衆浴場法施行規則第 1 条ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類」

を削る。

別記第 5 号様式を別記第 5 号の 2 様式とし、別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者氏名)

公衆浴場営業承継 (譲渡) 届

公衆浴場法第 2 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 施設の名称

4 施設の所在地

添付書類

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区公衆浴場法施行条例施行規則第 6 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日前に公衆浴場の営業の譲渡があつ

た場合における当該公衆浴場の営業を譲り受けた者については、適用しない。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区公衆浴場法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大塚 善彦

◎江東区規則第 9 2 号

江東区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
江東区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年 1 0 月江東区条例第 4 7 号）の施行期日は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日とする。

江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大塚 善彦

◎江東区規則第 9 3 号

江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「承継を証する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 承継が行われたことを証する書類
- (2) 届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

第 7 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、同条第 1 項中「、相続」を「相続」に、「別記第 4 号様式」を「別記第 4 号の 2 様式」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

条例第 3 条の 2 第 2 項の規定により譲渡による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したプール経営承継（譲渡）届（別記第 4 号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- (2) プールの経営を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- (3) 譲渡の年月日

- (4) プールの名称及び所在地

- 2 前項の届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) プールの経営の譲渡が行われたことを証する書類

- (2) 届出者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

別記第 4 号様式を別記第 4 号の 2 様式とし、別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

年 月 日生

電話 ()

(法人にあっては、名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名)

プール経営承継 (譲渡) 届

下記のとおりプールの許可経営者の地位を譲渡により承継したので、江東区プールの衛生管理に関する条例第 3 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 プールの名称

4 プールの所在地

添付書類

(1) 経営の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話 ()

プール経営承継（合併・分割）届

下記のとおりプールの許可経営者の地位を（合併・分割）により承継したので、江東区プールの衛生管理に関する条例第 3 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 合併により消滅した法人又は分割前の法人

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者の氏名

2 合併又は分割の年月日 年 月 日

3 プールの名称

4 プールの所在地

添付書類

- (1) 承継が行われたことを証する書類
- (2) 届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区プールの衛生

管理に関する条例施行規則第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この規則の施行の日前にプールの経営の譲渡があった場合における当該プールの経営を譲り受けた者については、適用しない。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区プールの衛生管理に関する条例施行規

則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

江東区長職務代理者

副区長 大 塚 善 彦

◎江東区規則第 9 4 号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和 5 年 1 0 月江東区条例第 4 8 号）の施行期日は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日とする。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 5 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

← 90mm →	
第 号	
江東区特別区税・森林環境税徴税吏員証	
所属	
職氏名	
写 真	年 月 日生
	年 月 日発行
	江東区長 印
55mm	

(表)

- 1 本証は、特別区税及び森林環境税の賦課徴収に関する事務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限は、発行の日から 4 年とする。

(裏)

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

← 90mm →	
第 号 写 真	特 別 区 税 森 林 環 境 税 犯 則 事 件 調 査 吏 員 証 所 属 職 氏 名 年 月 日 生 年 月 日 発 行 江 東 区 長 印

55mm

(表)

- 1 本証は、特別区税及び森林環境税に関する犯則事件の調査を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限は、発行の日から 4 年とする。

(裏)

別記第 6 号様式 (甲) を次のように改める。

6 給与収入の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務日数	月 収
1	円		円
2	円		円
3	円		円
4	円		円
5	円		円
6	円		円
7	円		円
8	円		円
9	円		円
10	円		円
11	円		円
12	円		円
賞 与 等			円
合 計			円
法 人 番 号 又 は 所 在 地			
勤 務 先 名			
電 話 番 号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・	円	円
		・	円	円
			国外株式等に係る外国所得税額	

※「種目」のうち、「現金主義の特例」を適用する業務の場合は□にチェックを入れてください(詳しくは、「申告の手引き」の 7 ページをご覧ください)。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得 (a-b)
□業務		円	円	円
□業務		円	円	円
			雑所得の合計	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額 (A)	必要経費 (B)	差引金額 (C) (A - B)	特別控除額 (D)	所得金額 (C - D)
総合譲渡	短期	円	円	円	円 イ	円
	長期	円	円	円	円 ロ	円
一 時		円	円	円	円 ハ	円
合計 イ + [(ロ+ハ) × 1/2]						円 ニ

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のすに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
1	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
2	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
3	氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
所得税における青色申告の承認の有無				
承認あり・承認なし				
合計額				

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の種類	
資産の種類	円
損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開業	開始・廃止
	月 日
□ 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

※国外に居住している方を扶養している場合は要証明書

1	氏名	個人番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
---	----	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

14 寄附金に関する事項 (要証明書・領収書)

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
東京都共同募金会 日本赤十字社東京都支部・都道府県、 市区町村分 (特例控除対象以外)	円
条 例 指 定 分	
東 京 都	円
江 東 区	円

15 所得金額調整控除に関する事項

ふりがな	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	職 度	別居の場合の住所
個人番号						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記第 6 号様式（甲）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 29 号様式を次のように改める。

別記第 29 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

江東区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
別記第 3 1 号様式を次のように改める。

別記第 3 1 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

江東区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)
氏名
個人番号

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
☐ 大学等進学前の住宅と同じ
☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
 居住 (予定) 地 _____
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)
 支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)
 記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)
 預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
 (該当する□にチェックを入れてください。)
 口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)
 (カ ナ)
 口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
 ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年1月5日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第2号

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立都市公園条例施行規則（昭和52年6月江東区規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「終日（）」の次に「江東区立潮見しぶさわ公園にあっては午前9時から午後5時まで、」を加え、「午前6時」を「午前6時」に改める。

別表第1同江東区立潮見さざなみ公園の項の次に次のように加える。

同 潮見しぶさわ公園	同 潮見二丁目8番13号
------------	--------------

告

示

◎江東区告示第429号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年12月11日

江東区長職務代理者

副区長 大塚 善彦

〔別紙省略〕

◎江東区告示第430号

令和5年10月27日江東区告示第369号をもって告示した副区長大塚善彦による区長の職務代理は、令和5年12月11日限り、消滅した。

令和5年12月12日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和5年12月18日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和5年12月18日

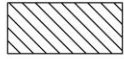
江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	江 1 4 1 号	江東区北砂三丁目4 37番先から 江東区北砂三丁目4 46番3先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

特別区道江141号区域変更図

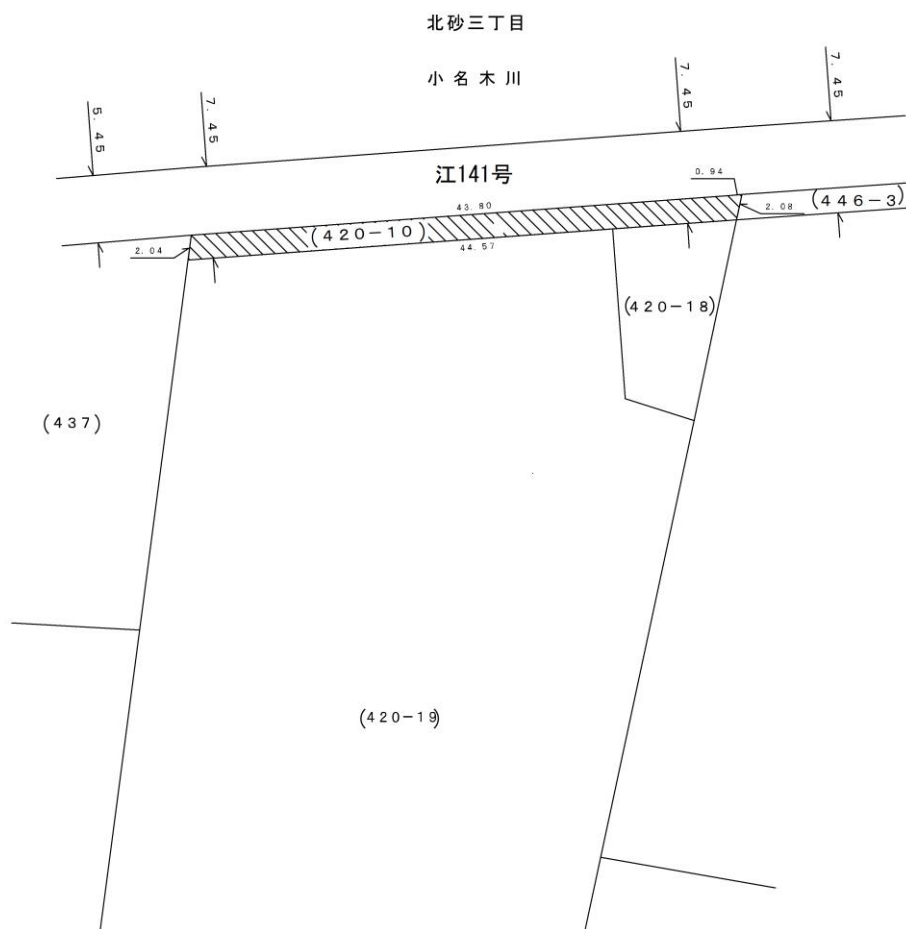
江東区北砂三丁目地内



編入区域

編入面積 89.37 m²

変更区域箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 4 3 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 5 年 1 2 月 1 8 日
から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供
する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線名	共用開始の区間	備考
1	江 1 4 1 号	江東区北砂三丁目 4 3 7 番先から 江東区北砂三丁目 4 4 6 番 3 先まで	次図表示の とおり

特別区道江 1 4 1 号区域変更図

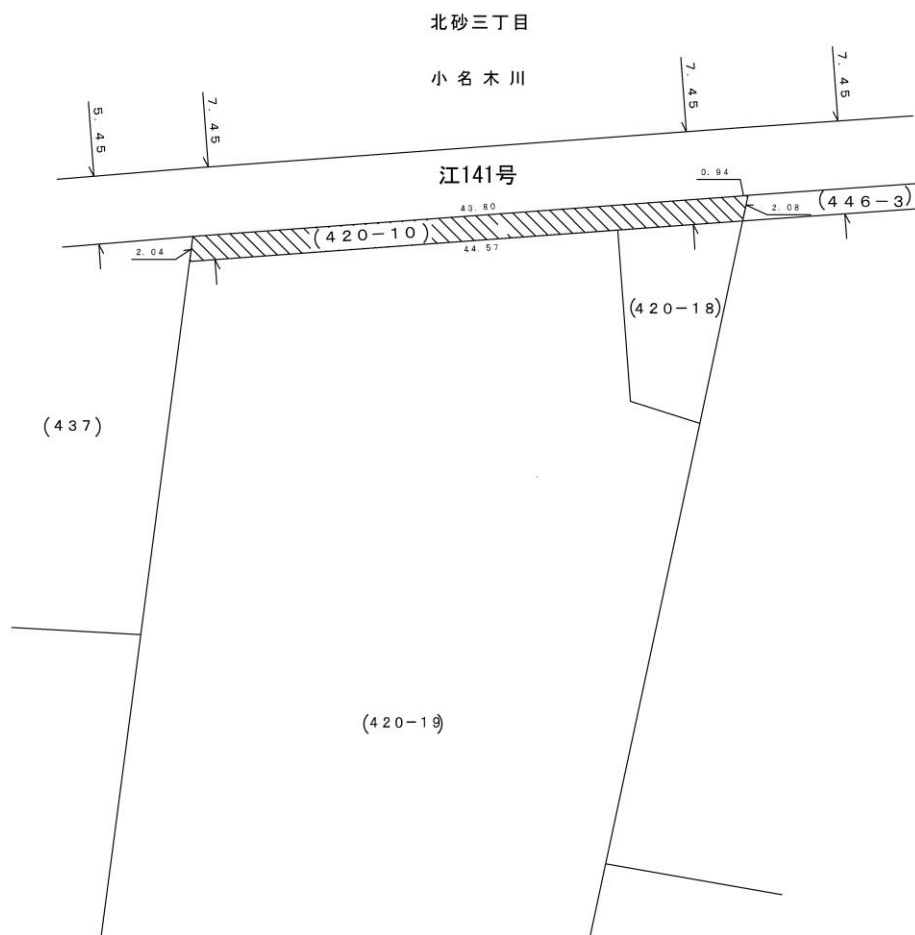
江東区北砂三丁目地内



編入区域

編入面積 89.37 m²

変更区域箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 4 3 6 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日、江東区議会の議決を経た、令和 5 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 5 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 5 号)

令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,400,000 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 251,316,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定によ
り翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	21,734,817	4,400,000	26,134,817
	2 都 補 助 金	9,765,057	4,400,000	14,165,057
	歳 入 合 計	246,916,000	4,400,000	251,316,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	115,352,655	4,400,000	119,752,655
	1 社 会 福 祉 費	24,804,179	4,400,000	29,204,179
	歳 出 合 計	246,916,000	4,400,000	251,316,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
3	民 生 費		440,000
	1 社 会 福 祉 費	物価高騰重点支援給付金事業	440,000
	合	計	440,000

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事 項 名	期 間	限 度 額
		千円
清水橋改修事業 (取付道路工)	令和 6 年度	91,200

江東区長 大久保 朋 果
記

◎江東区告示第437号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年12月21日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区南砂三丁目11番19, 8 6, 110, 111, 118, 1 67, 168, 169, 170, 171, 173, 175, 17 7, 180, 181, 182の一 部 21番7, 8, 9, 11, 14, 19, 24, 25, 26, 39, 40, 41のうち、第2工区部分
2 許可を受 けた者の住 所・氏名	東京都千代田区大手町二丁目1番 1号 株式会社ゴールドクレスト 代表取締役社長 安川 秀俊

◎江東区告示第442号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第27条第3項及び第4項の規定に基づき、除却し、及び保管した物件で、所有者等の確認ができないものについて、江東区立都市公園条例第34条(昭和52年条例第13号)第1項第2号及び江東区立都市公園条例規則第17条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和5年12月25日

江東区長 大久保 朋 果

記

物 件 の 詳 細	種別	寝具(掛布団、敷布団、毛 布、マットレス等)
放置されていた場 所	江東区立堅川河川敷公園 五の橋北西側 (江東区亀戸一丁目27番 地先)	
除却した日時	令和5年12月25日 午後1時30分	
保管した場所	江東区資材置き場 (江東区枝川一丁目9番)	
保管を始めた日時	令和5年12月25日 午後2時5分	
返還時に必要なも の	身分を確認できるもの(証 明書)及び印鑑 当該物件の所有者等である ことを証する書面	

◎江東区告示第445号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年12月27日

◎江東区告示第2号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により次のとおり認定したので、同条第6項の規定により告示する。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和6年1月5日

江東区長 大久保 朋 果

記

認定年 月日及 び認定 番号	敷地の地 名地番	申請者住所氏名	備考
令和5 年12 月26 日第1 34号	東京都江 東区塩浜 二丁目4 番3	東京都新宿区西新 宿二丁目8番1号 東京都知事 小池 百合子	

◎江東区告示第3号

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)第3条第1項の規定に基づき、次の都市公園を令和6年1月18日から設置する。

令和6年1月5日

江東区長 大久保 朋 果

1 設置する都市公園

名称	位置
江東区立潮見しぶさわ 公園	江東区潮見二丁目8番1 3号

2 供用開始日

令和6年1月18日

3 区域及び面積

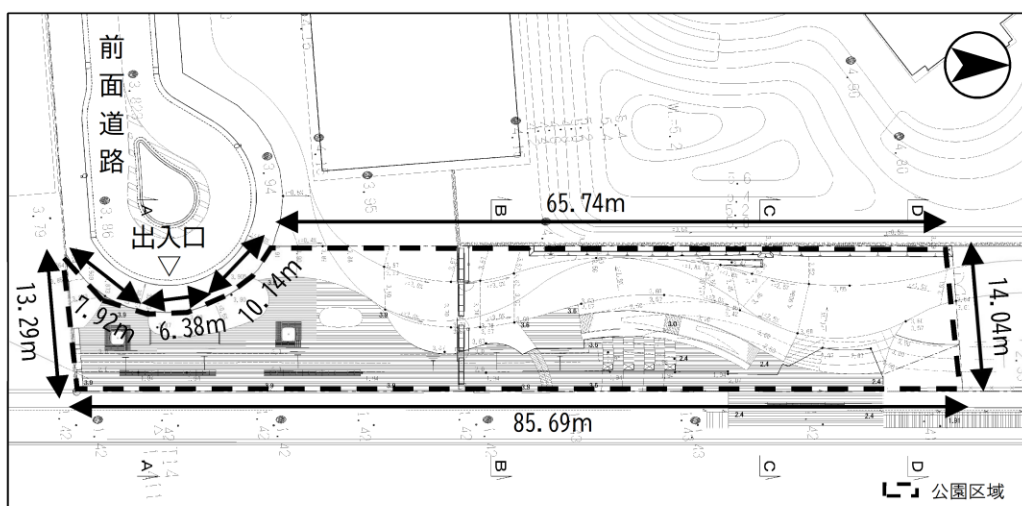
別図のとおり

名 称	潮見しぶさわ公園
面 積	1, 106.72㎡

案内図



平面図



告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 22 号

下記により、令和 5 年第 12 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 5 年 12 月 19 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 5 年 12 月 22 日 (金)
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 議案第 43 号 江東区文化財の
指定内容の変更
- 4 報告事項
(1) 令和 5 年第 4 回区議会定例会 (教育委員会関係) について ほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 50 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 101 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 年 12 月 10 日執行の江東区長選挙における当選人の氏名及び住所を別紙のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 11 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

氏 名	通称 (掲載希望者のみ)	住 所
大久保 朋果	大久保 ともか	東京都江東区木場二丁目8番4号 コーポ荒木301

◎江東区選挙管理委員会告示第1号

令和5年1月4日から令和5年12月28日までの期間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和6年1月5日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第2号

令和5年1月4日から令和5年12月28日までの期間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年1月5日

江東区選挙管理委員会

在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

◎江東区選挙管理委員会告示第3号

江東区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の公表の一部訂正について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、出納責任者が提出した令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書について、訂正する旨申出があったので、令和5年8月4日付江東区選挙管理委員会告示第28号の一部を別紙のとおり修正する。

令和6年1月5日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令第 1 号）第 17 条の規定に基づき、令和 5 年度第 2 回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 15 日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 にしがき 誠
同 鬼 頭 たつや

〔別紙〕

令和 5 年度第 2 回定期財務監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

(1) 令和 4 年度一般会計

(2) 令和 4 年度国民健康保険会計

(3) 令和 4 年度介護保険会計

(4) 令和 4 年度後期高齢者医療会計

(5) 内部統制に関する事項

2 監査の対象部（局・室・所）

政策経営部、総務部、危機管理室、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、新型コロナウイルスワクチン接種推進室、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

3 監査の実施期日

令和 5 年 6 月 9 日から同年 7 月 31 日までの計 37 日間

第 2 監査の手続

令和 4 年度各会計歳入歳出予算の執行状況について、資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

また、保護第二課、城東保健相談所及び城東南部保健相談所の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、江東区立深川図書館改修工事、塩浜一丁目道路改修工事、夢の島総合運動場内スケートボード場整備工事及び江東区立第二大島中学校改築工事について、各現場視察を行った。

第 3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、委託契約業務における個人情報の取扱いを重点監査項目として監査を実施した。

また、内部統制に関する事項については、令和元年度行政監査及びその後の定期財務監査報告書において言及した課題等に対する取り組み状況を把握することを主眼に、監査を実施した。

第 4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事実が認められたので、意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

また、内部統制に関する事項については、今後の取り組み等について別項で意見を付す。

第 5 監査の結果

1 支出事務を遅滞なく行うべきもの（こども未来部こども家庭支援課）令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、国より交付されていた。事業実績報告に基づき交付額が確定されたことに伴う超過交付分が発生したため、定められた納付期限までに返還することになっていた。

事業名	返還金	納付期限
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（先行給付金分）	326,731 円	令和 4 年 1 月 28 日
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（追加給付金分）	325,673,714 円	令和 4 年 1 月 28 日

上記 2 件の返還金に関する納付書類については、こども家庭支援課からの報告によると、東京都より令和 4 年 9 月 6 日付令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付額確定通知書とともに同課へ到達し、支払期限は同年 1 月 28 日とされていたが、返還手続きを失念したため支

払期限と同日の処理となっていました。

その結果、支払期限より1日遅れて支払われたため、年率10.95%で算定された延滞金195,721円が発生した。

事業名	延滞金
令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（先行給付金分）	98,019円
令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（追加給付金分）	97,702円
計	195,721円

本件指摘事項は、本来支出する必要のない延滞金を支出したことにより、区に損害を生じさせたものである。

補助金返還手続きを失念した要因として、業務執行にかかる確認体制の不備に加えて、急遽実施された本事業への対応に必要な職員体制の構築が不十分であったことが考えられる。

会計処理にあたっては、遅滞や遺漏が生じないよう課内における確認体制を総点検するとともに、職員一人ひとりの業務量を的確に把握したうえで必要な職員数を確保し適正に事務の分担を行う等、再発防止策を講じられたい。

2 歳入事務を適正に行うべきもの（教育委員会事務局地域教育課）

江東きッズクラブ条例第9条において定められている利用料の令和4年度収入未済繰越額と令和3年度末の収入未済額に230,500円の相違が生じていた。地域教育課の報告では、相違している金額の内訳や原因が不明であった。

江東区会計事務規則第47条において、当該年度において調定したもので、出納閉鎖期日において収入未済となったものがあるときは、その未済額を翌年度に繰越し、以下この例に従って順次繰越さなければならないと定められている。

本件指摘事項は、複数年にわたり生じていたものであり、確認体制の不備を指摘せざるを得ず、原因を究明し適正に修正されたい。

同利用料の取扱いにあたっては、同規則等の関係規定を遵守するとともに、管理の実態を再点検し、早急に事務執行体制を見直されたい。

第6 監査委員意見

1 重点監査項目について

今年度は、委託契約業務における個人情報の取扱いを重点監査項目として監査を実施した。その結果、概ね適正に処理されていることを確認したが、一部の所管において、個人情報の取扱いに関する特記条項に定められた各種届書や誓約書が徴取されていない不適切な処理が見ら

れた。

広報広聴課が作成する個人情報の取扱いに関する特記条項の説明書には、委託先事業者が区に提出しなければならない各種届書や誓約書は、個人情報の漏えいを防ぐための重要な届出書類であることが示されている。

〔例（個人情報の取扱いに関する特記条項（説明書）より）〕

- (1) 個人情報の取扱いに係る作業責任者等の書面による報告（第3条）
 - ・ 作業責任者及び作業従事者を把握することにより委託先従業員に対する抑制力が働く。
- (2) 個人情報を取り扱う場所の書面による報告（第4条）
 - ・ 作業場所の特定、把握により、委託業務の特性、個人情報の件数や内容に応じた作業環境上のリスクを認識する。
 - ・ 作業環境上のリスクを認識することで、外部委託事業者がとるべき保護措置が明確になる。
- (3) 秘密保持に関する誓約書の提出（第6条）
 - ・ 個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に秘密保持に関する誓約書を提出させることで、個人情報保護のための意識の向上と牽制を行えるようにする。

各課におかれては、個人情報を取り扱う業務の委託について、適正に届出がされているかについて改めて確認されたい。

また、個人情報の漏えいが発生した場合には区民からの行政に対する信頼を大きく損ねることになるため、委託先事業者において同特記条項を遵守しているかについても随時確認し、適宜指導監督をされたい。

2 内部統制に関する事項について

会計事務に関する内部統制については、各種マニュアルの提供、全庁掲示板を活用した金銭会計事務に係る事例やお知らせの周知、研修の実施等の取り組みが継続的に行われており、適正な会計事務の執行に向けた効果を期待している。マニュアルについては、利用者を考慮した内容とし、短時間で必要な情報を得ることができるよう工夫を重ねられたい。

また、会計処理チェック表を活用した業務のモニタリングについても、効果的な手法について検討を進められたい。

全庁的な内部統制体制の整備については、本監査においても具体的な進展状況が確認できなかった。江東区長期計画（令和2年度～令和11年度）における「開かれた区政運営による透明性の向上」において、「内部統制制度の導入に向けた検討を進める」旨が、取組方針として示されている。本件の制度所管である企画課におかれては、事務の適正な執行を確保するた

め、費用対効果や職員の業務負担、包括外部監査の実施状況等を考慮し、導入について引き続き検討を進められたい。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 5 年第 4 回定例会）

1 1 月 2 9 日から 1 2 月 2 0 日まで会期 2 2 日間にわたって開会した令和 5 年第 4 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第 1 0 6 号 保育所の指定管理者の指定について

議案第 1 0 7 号 江東区道路事務所増築その他改修工事請負契約

議案第 1 0 8 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 1 0 9 号 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 0 号 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 1 号 江東区児童館条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 2 号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 3 号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 7 号 令和 5 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 1 1 8 号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

（以上 1 2 月 2 0 日原案可決）

2 議案（議員提出）

議案第 1 7 号 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書

（以上 1 2 月 2 0 日原案可決）